

第七章 利子税等の割合の特例

(利子税の割合の特例)

第九十二条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三

パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の利子税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税特別基準割合とする。

一 所得税法第二百一十一条第三項、第二百三十六條第一項各号、第二百三十七條の二第二項及び第二百三十七條の三第十四項（これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。）

二 法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第八項及び第十項（同法第四百四十四條の八において準用する場合を含む。）において準用する場合、同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第二項及び第六項において準用する場合並びに同法第四百四十四條の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び地方税法第十九条第五項において準用する法人税法第七十五条第七項

三 相続税法第五十一条の二第二項第一号、第五十一条第四項並びに第五十二条第一項、第四項第一号及び第一号イ、第六項並びに第七項

四 消費税法第四十五条の二第五項

五 第七十条の七の二第十四項第十号ロ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）

2 前項に規定する利子税特別基準割合とは、平均貸付割合（各年の前々年の九月から前年の八月までの各月における短期貸付の平均利率（当該各月において銀行が新たに付けた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を十二で除して計算した割合として、各年の前年の七月三十一日までに財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ。）に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）

3 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各分納期間の延納特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該分納期間においては、当該利子税の割合に当該延納特別基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合とする。

一 相続税法第五十二条第一項第二号

二 第七十条の六第二十八項第三号

三 第七十条の七の二第十四項第十号前段（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）

租税特別措置法(抄)

- 四 第七十条の八の二第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)
- 五 第七十条の九第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)
- 六 第七十条の九第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)
- 七 第七十条の十一
- 4 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 分納期間 相続税法第五十二条第一項第一号又は第二号に規定する分納税額併せて納付しなければならない利子税の額の計算の基礎となる期間をいう。
 - 二 延納特別基準割合 各分納期間の開始の日の属する年の利子税特別基準割合(第二項に規定する利子税特別基準割合をいう。次項において同じ。)をいう。
- 5 第七十条の四第三十五項、第七十条の六第四十項、第七十条の六の六第十九項、第七十条の六の七第十六項、第七十条の六の八第二十五項、第七十条の六の十第十六項、第七十条の七第十三項第十一号及び第七十七項、第七十条の七の二第十四項第十号イ(第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。)、及び第七十八項(第七十条の七の四第五項において準用する場合を含む。)、第七十条の七の五第十二項、第七十条の七の六第十三項(第七十条の七の八第十八項において準用する場合を含む。)、並びに第七十条の七の九第十二項(第七十条の七の十第十一項において準用する場合を含む。)、に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の利子税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年においては、当該利子税の割合に当該利子税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に占める割合を乗じて計算した割合とする。
- 6 第三項の規定の適用がある場合における相続税法第五十二条第三項第二号に掲げる期間につき納付すべき同項に規定する利子税は、同条第四項第二号ロの規定にかかわらず、同法第五十二条の規定及び第三項の規定に準じて計算した金額とする。

④遺贈税の割合の特例

第九十四条 国税通則法第六十条第一項及び相続税法第五十一条の二第一項第一号に規定する延滞税の年四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわ

らず、各年の延滞税特別基準割合(平均貸付割合に年パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第九十五条第二項において同じ。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合又は、その年中においては、年四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特別基準割合に年パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を越える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

2 国税通則法第六十二条第一項、第四項及び第五項に規定する延滞税(以下この項においては「納税の猶予等をした国税の延滞税」という。)(につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間(各各年の猶予特別基準割合(平均貸付割合に〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合は、当該期間であつてその年に含まれる期間)に該当する納税の猶予等をした国税に係る延滞税(以下この項においては「期間」と、その二つの一とあるものは「このうち当該延滞税の納税の翌日から三月を経過する日後の期間に限る。」)とあるのは、期間」と、その二つの一とあるものは「このうち当該延滞税の納税の翌日から三月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、その二つの一とあるのは「このうち特別延滞税額を越える部分の金額」と、同条第五項中「期間のうち、当該国税の納期限の翌日から三月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、その二つの一とあるのは「このうち特別延滞税額を越える部分の金額」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法第三十七条第一項に規定する督促状又は同法第三十八条第一項に規定する繰上請求書(同条第一項の規定による請求をする旨を付記した納税告知書を含む。)(に係る書面の記載については、財務省令で定める。

⑤選付加算金の割合の特例

第九十五条 各年の選付加算金特別基準割合(平均貸付割合に年

〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、国税通則法第五十八条第一項に規定する選付加算金(以下この条及び次条第一項において「選付加算金」という。)(の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する選付加算金についての同法第五十八条第一項の規定の適用については、同項中「年七・三パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法第九十五条(選付加算金の割合の特例)に規定する選付加算金特別基準割合)とする。

⑥利子税の額の計算

第九十六条 前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等(利子税、延滞税及び選付加算金をいう。次項において同じ。))の額の計算において、第九十三条に規定する計算した割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、前二条に規定する計算した割合が加算した割合(平均貸付割合及び延滞税特別基準割合を除く。))が年〇・一パーセント未満の割合あるときは年〇・一パーセントの割合とするとする。

2 前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等の額の計算において、その計算の過程における繰上請求書の端数が生じたときは、これを切り捨てる。